国家による中央集権的な歳入配分が国民の所得の二極化に与える影響

帝塚山大学経済経営学部　助教　豊澤　圭

2026 年 2 月

▌概　要▐

１　はじめに

日本においては、中央集権的な体制による大都市圏と地方圏の地域間格差が問題視されている。内閣府（2025）によると、令和４（2022）年度において、関東・中部・近畿といった三大都市圏を含む地域において一人当たり所得が比較的高い値を示す一方、その他の地方圏で低い値を示す。平成 23（2011）年度比増加率でも、近畿・関東・中部といった大都市圏で増加率が高い一方、地方圏での所得増加率が低い。つまり、元々存在する大都市圏と地方圏における地域間格差がより拡大しつつある。加えて、日本では、租税総額に占める地方税収の割合が低い一方、歳出総額に占める地方歳出の割合が高い傾向にあるため、地方公共団体における歳入の自立性が不十分であると考えられる。

本研究では、政府の中央・地方間の歳入の配分が所得再分配に与える影響を分析することで、日本を含む先進諸国で社会問題として取り上げられる所得の二極化への政策提言を行う。具体的には、政府による中央集権的な歳入の配分は、国内における所得の二極化を促す､という仮説を定量的手法を用いて分析､考察することで、歳入の中央・地方間の配分が地域間格差および地域内格差に与える影響を検証し、各地域内の低所得者の所得の底上げを図る政策につなげる。加えて、本研究では、オーストラリアの財政制度についての調査を行い、日豪間の財政制度による格差への影響についての比較を行う。予算配分の観点からみると、オーストラリアは歳入面では連邦政府が州政府を大きく上回る一方で、歳出面では州政府が連邦政府を上回るため、日本と同様に中央・地方間の垂直的財政格差の問題が生じている。そこで、本研究では、オーストラリアの財政制度、とりわけ歳入配分の歴史的経緯やその影響についての調査を行うことで、併せて日本の財政制度の在り方について考察する。

２　中央政府・地方政府間の歳入配分に関する研究の仮説

以下では、本研究の仮説について説明する。

仮説「政府による中央集権的な歳入の配分は、国内における所得格差の二極化を促す」

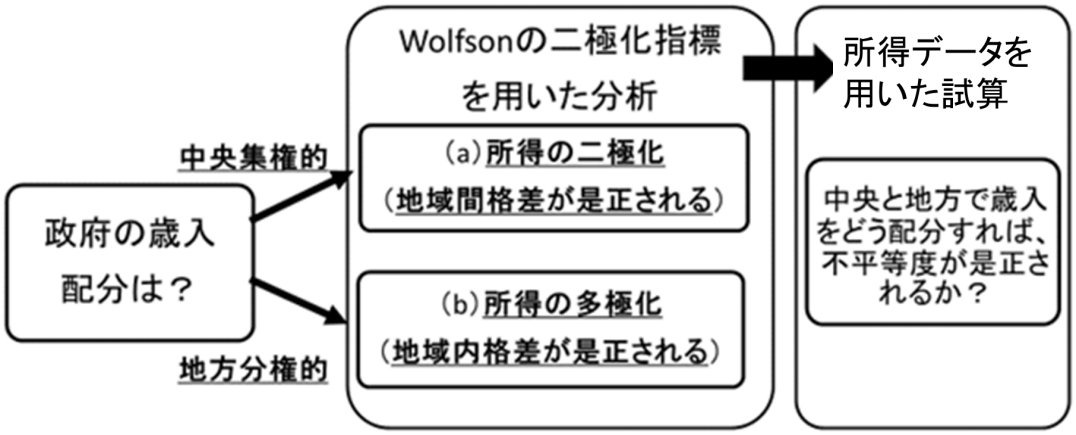
政府が地方分権的な歳入の配分を行う場合、地域間格差は残存する一方、地方政府の財源が拡大することで、地方の実情を反映し地域住民向けの公共サービスが提供されるため、地域内格差が縮小する可能性がある。他方、中央集権的な歳入の配分を行うのであれば、地域間格差の是正に優先的に対処する一方で、地域内格差の是正がおざなりになる。つまり、政府が地方分権的な歳入の配分を行うのであれば、地域格差と所得格差がおおむね一致するため、所得の多極化が生じると考えられる。一方で、中央集権的な歳入の配分であれば、地域間格差こそ是正されるものの、地域内の富裕層と貧困層の格差は残存するため、国全体においても、富裕層と貧困層の所得の二極化を促す可能性がある。

次に、本研究によって期待される学術的貢献について説明する。本研究の目的は、政府の中央集権的な予算配分が、地域間および地域内の所得再分配に与える影響を定量的に分析することで、日本を含む先進諸国で社会問題となっている所得の二極化への政策提言を行い、当該社会問題を解決する一助とすることである。本研究の目的が達成されることで、（１）地域間および地域内格差への対処（２）所得の二極化に対する政策提言（３）所得不平等度が最小となる政府の歳入配分の検討を行うことが可能となる。また、本研究は、地域内の低所得者の底上げを図る政策につながるため、政府が適切な再分配政策を決定する際に資するものである。

本研究では、世界各国の所得および政府支出、中央政府と地方政府の予算配分等のマクロデータを収集した上で、以下の仮説が当てはまるか否かについて、定量的な実証分析を行う。その際、被説明変数を Wolfson の二極化指標を用いて求めた所得の二極化の度合い、主な説明変数を中央政府と地方政府の歳入配分として分析を行う。概要を図１に示す。

（a）　政府が地方分権的な歳入の配分を行う場合、地域間格差は残るものの、地方政府の権限拡大によって地域内格差が縮小されるため、地域格差と所得格差が概ね一致する。それゆえ、国内における所得の多極化が生じる。

図１　本研究の概要



（出所）著者作成。

（b）政府が中央集権的な歳入の配分を行う場合、地域間格差の是正にこそ注力するものの、地域内格差の是正にまでは手が回らず、地域内の富裕層と貧困層の格差が残る。それゆえ、国内全体において、富裕層と貧困層で所得が二極化される。

つまり、（a）（b）より、中央政府の歳入の比率が高まるほど、所得の二極化指標が大きくなるため、政府による中央集権的な歳入の配分は、国内における所得の二極化を促すと考えられることから、これらを実証する予定である。加えて、所得データを用いた試算を併用することで、中央政府と地方政府とで歳入をどのように配分すれば所得不平等度が最小となるか、を明らかにする。

３　中央政府・地方政府間の歳入配分に関するパネルデータを用いた計量的分析

本章では、2007 年度から 2022 年度にかけての 16 時点における OECD 加盟 36 カ国のパネルデータを基に分析した。具体的には、Wolfson の二極化指標、ジニ係数という所得分布を表す代表的な２つの指標のうちいずれかを被説明変数とし、中央政府・地方政府の税収に関する変数を説明変数として、所得水準および経済成長率をコントロール変数として用いる。さらに、３つの期間ダミー（2007～2011 年、2012～2016 年、2020 年以降）を設定し、中央政府・地方政府の税収の配分が所得格差、所得の二極化に与える影響を分析した。

その主要な結果は、以下の通りとなった。

・中央政府・州政府・地方自治体の財源の配分はジニ係数には統計的に有意な影響を与えない。
・州政府の歳入比率の上昇は二極化に対して統計的に負に有意な影響を与える。
・中央政府の歳入比率が高まるほど二極化に対して統計的に有意に正の影響を与える。他方で、地方政府、特に地方自治体の歳入比率を高めると、より大きな正の影響を与える。したがって、政府の歳入に対する地方政府の歳入比率が高い極端に分権的な体制下にある場合、より所得の二極化を促進する傾向が高まる。

この結果は、日本における市町村に代表される、基礎自治体の歳入に関する権限を拡大させることで地方分権を推進した場合、市町村等のレベルでは、自治体内で地域内の格差の縮小に向けて努力する一方、権限の小さい中央政府は地域間格差の是正に然程注力しない傾向にあることを示唆するものである。それゆえ、地方分権が進捗した状況の下では、各自治体内での格差は縮小する一方で、地域間格差は拡大し、都市部や工場地帯等の裕福な地域と農村部等の裕福でない地域に二極化される傾向にあることを示唆する。

他方で、州レベルの地方分権体制下にある場合、各州は州内で格差の是正に努める一方で、権限が小さい中央政府は州間の格差是正にはそれほど注力しない可能性がある。それゆえ、所得格差が多極化される傾向にあると考えられる。

以上より、中央政府・地方政府間の歳入配分と所得不平等度の関係は、以下の通りであると考えられる。
・政府が中央集権的な体制下にある場合、国内における地域間格差の是正が図られる一方で、地域内での貧富の格差にまでは手が回らない傾向にある。それゆえ、国内全体において貧富の格差が均質的に生じ､所得の二極化が進捗すると考えられる。
・政府が州レベルでの地方分権的な体制下にある場合、各州内における州内格差の是正が図られる可能性がある。他方で、州間の経済格差は是正されにくいため、州間の格差がそのまま経済格差に反映される可能性がある。それゆえ、所得の多極化が進捗すると考えられる。
・政府が基礎自治体レベルでの極端に地方分権的な体制下にある場合、各自治体内でのきめ細やかな格差是正が図られ、各自治体内での格差が縮小する一方で、自治体間での貧富の格差が拡大し、裕福な自治体と貧しい自治体に二極化する傾向にある。それゆえ、国内全体で極端な所得の二極化が進捗すると考えられる。

４　不平等度是正と所得向上に関する分析および試算

本章では、第３章で用いたパネルデータを用いた上で、所得格差の是正および所得の向上を図るための試算などを行った。試算の結果、日本における（一日の）一人当たり所得の中央値は約 43.008 ドルとなる。仮に、地方政府の歳入比率を 100%にまで上昇させた場合、一人当たり所得の中央値は約 53.958 ドルにまで上昇する。ただし、これは現実的でない値である。そこで、日本の地方政府の歳出比率（約 60%）を考慮し、地方政府の歳入比率を 60%と仮定すると、一人当たり所得の中央値は約 46.801 ドルにまで上昇する。

すなわち、当該試算によると、日本において地方政府の歳入比率と歳出比率を均衡させた場合、一日当たり約 3.793 ドル、一年に換算すると約 1384.483 ドル所得の中央値が上昇する。なお、当該データで用いられる 2021 年国際ドルは約 99.139 円であるため（United Nations, 2026）、歳入比率と歳出比率を均衡させることで、日本における所得の中央値が約 13 万 7256 円増加し、所得格差の縮小に寄与するものと考えられる。

５　オーストラリアの財政制度についての調査と日豪間での比較

本章では、中央・地方間の垂直的財政格差の問題が存在する、社会移動の影響もあり都市部への集中が生じており、都市部と地方での財政力の格差が存在するなどの、日本との共通項を有する国の一例としてオーストラリアの事例を参照した。その上で、中央集権的な政府が所得の二極化等に与える影響について日豪間で比較を行った。その結果、以下のような知見が得られた。

・当初地方分権的な歳入配分であったオーストラリア政府が中央集権的な配分に移行した背景には、第二次世界大戦中における戦費調達の必要に伴う所得税の引き上げ、当時州ごとに異なっていた所得税を連邦政府の税とすることでの課税基準の統一を図った、等がある。その結果、垂直的財政格差の問題が生じた。一方で、ケインズ経済学的な発想に基づいて、連邦政府の権限を拡張し、福祉サービスへの支出を大幅に拡大することなどで、政府の積極的な介入による経済成長および格差是正を試みたため、現在に至るまで中央集権的な歳入配分が残存することとなった。

・歳入の配分がより集権的であるオーストラリアでは、所得の二極化が相対的に進捗する傾向にある。

以上より、オーストラリアでは、中央政府の権限を拡大させることで、地域間格差の是正を一定程度達成したことがうかがえる。それゆえ、政府が念頭に置いた格差是正の目的も部分的に成し遂げられた可能性がある。他方で、地方政府の権限が小さいため、地域内の富裕層、貧困層のきめ細やかな格差の是正にまでは対処でない可能性がある。それゆえ、オーストラリアにおいては、地域間格差が縮小した一方で、地域内格差が縮小せず、所得の二極化が発生していると考えられる。

６　おわりに

これまで、本報告では、政府における歳入の配分が中央集権的であるか、地方分権的であるかによって、所得格差にどのような影響が生じるかについて様々な観点から分析、調査等を行った。その結果、下記のような知見を得ることができた。

第 3 章での分析により、以下のような結果が得られた。

・政府が中央集権的な歳入配分を有する場合、地域間格差の是正が図られるものの、地方政府の権限が弱く、各地域内での格差是正にまで注力することは難しい。それゆえ、国全体においてほぼ一様に貧富の格差が発生するため、所得の二極化が進む傾向にある。

・政府が州レベルで分権的な歳入配分を有する場合、各州内での格差是正が図られる可能性がある一方、各州間の格差が然程是正されない可能性がある。それゆえ、所得の多極化が進む可能性がある。

・政府が基礎自治体レベルで極端に分権的な歳入配分を有する場合、各基礎自治体内できめ細やかな格差是正が図られ、格差が縮小する可能性がある。他方で、各自治体の間で格差が拡大し、豊かな自治体と貧しい自治体に二分される可能性がある。したがって、極端な所得の二極化が進む可能性がある。

また、第 4 章での試算で、下記の結果を得た。

・日本において地方政府の歳入比率と歳出比率が概ね均衡するよう、歳入比率を 60%にまで上昇させた場合、所得の中央値が年間約 13 万 7256 円増加し、所得格差の縮小に寄与する可能性がある。

さらに、第 5 章での調査および比較で、下に示す知見が得られた。

・オーストラリアでは、第二次世界大戦中に連邦政府の権限を拡大させたことで、地域間格差の是正を図ることができた可能性がある。一方で、日本と比較した場合、

相対的に地方政府の権限が小さいゆえ、地域内の格差を是正できていない可能性がある。それゆえ、所得の二極化が相対的に進んでいると考えられる。

中央集権型の政府は、国全体の経済成長や、地域間格差の是正には有効であろう。一方、地方公共団体の主たる役割の一つに、きめ細やかな行政サービスを提供することで、地域住民により豊かな生活を送らせる、という点があげられる。しかし、その権限が弱い場合、柔軟なサービスを提供することは難しいであろう。地方公共団体がなるべく多くの地域住民の生活水準を向上させるためには、例えば地方交付税交付金の見直しを図りつつ、所得税の一部を恒久的に地方税化する、消費税のうち地方消費税の比率を拡大させるなど、税源を地方に移譲し、かつ中央への依存度を低下させることで、権限の拡大を図ることが望まれる。

参考文献

内閣府（2025）「県民経済計算（平成 23 年度―令和 4 年度）（2008SNA、平成 27 年基準計数）＜47 都道府県、6 政令指定都市分＞」（https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kenmin/files/contents/main_2022.html）、2026 年 2 月 12 日閲覧。

United Nations. (2026). PPP conversion factor, GDP (LCU per international $). Available at https://data.un.org/Data.aspx?d=WDI&f=Indicator_Code%3APA.NUS.PPP%3BCountry_Code%3AJPN (accessed February 17, 2026).